

## 国家技術資格法

[施行 2017. 3. 28]

[法律第 14497 号、2016. 12. 27, 一部改正]

雇用労働部（職業能力評価課）044-202-7296

HP－法令 15

### （目的）

第 1 条 この法律は、国家技術資格制度を効率的に運営し、産業現場の需要に適合した資格制度を確立することにより技術人材の職業能力を開発し、技術人材の社会的地位向上及び国家の経済発展に資することを目的とする。 [条文改正 2010. 5. 31]

### （定義）

第 2 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。 (改正 2010. 6. 4)

1. 「国家技術資格」とは、「資格基本法」による国家資格のうち産業と関連がある技術・技能及びサービス分野の資格をいう。
2. 「国家技術資格の等級」とは、技術人材が保有する職務遂行能力の水準により差別的に付与される国家技術資格の段階をいう。
3. 「国家技術資格の職務分野」とは、産業現場で要求される職務遂行能力の内容により国家技術資格を分類したものであって、雇用労働部令で定めるものをいう。
4. 「国家技術資格の種目」とは、国家技術資格の等級を職種別に区分したものであって、国家技術資格取得の基本単位をいう。

[条文改正 2010. 5. 31]

### （国家等の責務）

#### 第 3 条

- (1) 国家は、産業現場で必要な職務遂行能力等を国家技術資格制度に効果的に反映し、国家技術資格制度が教育・訓練及び雇用と関連できるように必要な施策を用意しなければならない。
- (2) 国家は、国家技術資格に関連する他の国家資格間の互換性及び国家技術資格の国際的通用性を確保するために必要な施策を用意しなければならない。
- (3) 国家及び地方自治体は、国家技術資格取得者の経済的・社会的地位を維持又は向上させ、その就職及び身分を保障するために必要な施策を用意しなければならない。

[条文改正 2010. 5. 31]

### （事業主等の協力）

第 4 条 事業主、事業主団体及び勤労者団体は、国家技術資格が産業現場の需要を効果的に反映す

ることができるように、国家技術資格制度の運営に参加する等国家技術資格制度の発展に積極的に協力しなければならない。 [条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格制度発展基本計画の樹立)

#### 第5条

(1) 雇用労働部長官は、国家技術資格制度を効率的に管理するため、国家技術資格制度発展基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに樹立・施行しなければならない。(改正 2010. 6. 4)

(2) 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。 (改正 2014. 5. 20)

1. 国家技術資格制度の中長期政策目標及び方向
2. 技術人材の需給動向及び展望に関する事項
3. 産業現場で必要な職務遂行能力の標準化及び活用に関する事項
4. 国家技術資格の種目の新設・変更及び廃止に関する事項
5. 国家技術資格制度運営の成果及び評価に関する事項
6. 国家技術資格取得者の活用増進に関する事項
7. 第3条による国家等の責務に関する事項
8. 第7条による国家技術資格情報体系の構築に関する事項
9. その他の国家技術資格制度を運営するために労働部長官が必要であると認める事項

(3) 雇用労働部長官は、基本計画を樹立するときは、関係中央行政機関の長との協議を経た後、次条による国家技術資格政策審議委員会の審議を経なければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(4) 雇用労働部長官は、基本計画を樹立したときは、国務会議に報告し、公表しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(5) 雇用労働部長官は、関係中央行政機関及び関係機関・団体(以下「関係中央行政機関等」という。)に対し、基本計画を樹立するために必要な資料の提出を要請することができ、関係中央行政機関等は、特別な事情がない限りこれに協力しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格政策審議委員会)

#### 第6条

(1) 国家技術資格制度に関する重要な事項を審議するために雇用労働部に国家技術資格政策審議委員会(以下「政策審議会」という)を置く。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 政策審議会は、次の各号の事項を審議する。 <改正 2010. 6. 4, 2014. 5. 20.>

1. 基本計画の樹立に関する事項
2. 第3条による国家等の責務のうち主な施策に関する事項

3. 次条による国家技術資格情報体系の構築等に関する事項
  - 3の2. 第10条による教育・訓練課程の履修及び評価によって国家技術資格を取得できる資格種目の選定及び教育・訓練課程の指定に関する事項
  4. 国家技術資格の等級・職務分野及び種目の新設・変更及び廃止に関する事項
  5. 国家のみが検定できる国家技術資格の種目の確定等に関する事項
  6. 国家技術資格の国家間相互認定に関する事項
  7. 第23条第2項による権限の委託に関する事項
  8. 第24条による受託機関に対する評価に関する事項
  9. その他の国家技術資格制度を効率的に運営するために雇用労働部長官が必要であると認める事項
- (3) 政策審議会の委員長は、雇用労働部長官がなり、委員は次の各号の者となる。
- 〈改正 2010. 6. 4.〉
1. 大統領令で定める関係中央行政機関の次官級公務員
  2. 科学技術、職業教育、職業訓練及び資格制度に関する学識及び経験が豊富な者であつて雇用労働部長官が委嘱する者
  3. 事業主団体又は勤労者団体の関係者のうち雇用労働部長官が委嘱する者
- (4) 政策審議会を効率的に運営するために必要であると認める場合は、政策審議会に分野別の専門委員会を置くことができる。
- (5) 政策審議会は、議決を経て、第2項第4号および第5号の審議事項を前項による専門委員会に委任することができる。 (新設 2016. 12. 27)
- (6) 専門委員会は、前項により政策審議会から委任された事項に関して審議しなければならない。この場合において、専門委員会は、審議結果を政策審議会に報告しなければならない。 (新設 2016. 12. 27)
- (7) 政策審議会及び専門委員会の構成・機能・運営に関する事項及びその他の必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2016. 12. 27)

[条文改正 2010. 5. 31.]

(国家技術資格情報体系の構築等)

#### 第7条

- (1) 雇用労働部長官は、国家技術資格取得者の経歴（他の法令により経歴情報が管理される国家技術資格取得者の経歴を除く。）及び国家技術資格に関連した情報等国家技術資格制度の運営に必要な情報を管理する国家技術資格情報体系（以下「情報体系」という。）を構築・運営することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、情報体系を構築・運営するため、関係中央行政機関等及び国家技術資格取得者に対し、大統領令で定めるところにより、必要な資料の提出を要請することができ、

関係中央行政機関等は、特別な事情がない限りこれに対し協力しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

- (3) 雇用労働部長官は、必要であると認める場合は、情報体系の構築・運営に関する業務の全部又は一部を大統領令で定める者に代行させることができる。(改正 2010. 6. 4)
- (4) 雇用労働部長官は、前項により業務を代行させる場合は、それに必要な経費を支援することができる。(改正 2010. 6. 4)
- (5) その他の情報体系の構築・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格の調査・研究)

#### 第 8 条

- (1) 雇用労働部長官は、国家技術資格制度を効率的に運営するために必要な調査及び研究事業等を行うことができる。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、国家技術資格の種目が産業現場に適合しているかどうか等に関して、定期的に調査・研究し、その結果を公開することができる。(改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、必要であると認める場合は、前 2 項による業務の一部を大統領令で定める者に代行させることができる。(改正 2010. 6. 4)
- (4) 雇用労働部長官は、前項により業務を代行させる場合は、それに必要な経費を支援することができる。(改正 2010. 6. 4)
- (5) 第 1 項及び第 2 項による調査及び研究事業等を円滑に遂行するために必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格の運営分野)

#### 第 8 条の 2

- (1) 国家は、次の各号のいずれか一つに該当する分野について、国家技術資格を運営することができる。
  - 1. 国民の生命・健康及び安全に直結する分野
  - 2. 社会秩序又は善良な風俗の維持のために国家的な管理が必要であり、又は高度な倫理性が要求される分野
  - 3. 国家の基幹・戦略産業の維持・発展及び新産業（「産業発展法」第 4 条第 2 項第 3 号による新産業をいう。）の育成のため、国家的な人材養成及び職務遂行能力の認定が必要な分野
  - 4. 全産業に共通する基礎職務として国家的な職務遂行能力の認定が必要な分野
- (2) 国家技術資格の種目は、労働部令で定める。

(3) 国家技術資格の種目の新設・変更及び廃止の基準及び手続きは、大統領令で定める。

[本条新設 2010. 5. 31]

(国家技術資格の等級及び受験資格)

#### 第9条

(1) 国家技術資格の等級は、次の各号の区分によるものとする。

1. 技術・技能分野：技術士、技能長、技師、産業技師及び技能士
2. サービス分野：国家技術資格の種目別に3等級の範囲内において大統領令で定める等級

(2) 国家技術資格の受験資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格の取得等)

#### 第10条

(1) 国家技術資格を取得しようとする者は、当該国家技術資格に関する事項を掌握する中央行政機関の長（以下「主務部長官」という。）が施行する国家技術資格検定に合格し、又は政策審議会の審議を経て主務部長官が次の各号の機関のうちで指定する教育・訓練課程を履修して大統領令で定める合格基準を充足しなければならない。ただし、他の法令による資格であって、この法律による国家技術資格に相当すると雇用労働部令で定める資格を取得した者は、この法律による国家技術資格を取得した者とみなす。（改正 2010. 6. 4, 2014. 5. 20）

1. 「初・中等教育法」第2条第3号による高等学校・高等技術学校及びこれに準ずる各種学校
2. 「高等教育法」第2条各号による学校
3. 「勤労者職業能力開発法」第2条第3号による職業能力開発訓練施設
4. 「勤労者職業能力開発法」第24条第1項により雇用労働部長官から認定された施設又は機関
5. 「学院の設立・運営及び課外教習に関する法律」第2条の2第1項第2号による生涯職業教育学院
6. 「生涯教育法」第2条第2号による生涯学習機関

(2) 前項による教育・訓練課程の指定受けようとする者は、次の各号の事項に関し大統領令で定める基準を満たさなければならない。（新設 2014. 5. 20）

1. 教授陣
2. 実験・実習の施設及び装備
3. 教科課程及び内容
4. 教育・訓練生の評価体系
5. その他の教育・訓練を忠実（的確？）に遂行するために必要であると認めて大統領令で

## 定める事項

- (3) 国家技術資格検定別所管主務部長官並びに国家技術資格検定の基準・方法及び手続きに関して必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2014. 5. 20)
- (4) 教育・訓練課程の指定方法・手続き、教育訓練生の教育訓練課程履修基準、その他の教育・訓練過程の指定・運営に必要な事項は、大統領令で定める。 (新設 2014. 5. 20)
- (5) 主務部長官が国家技術資格検定を施行しようとする場合は、雇用労働部長官と協議しなければならない。 (改正 2010. 6. 4, 2014. 5. 20)
- (6) 主務部長官は、国家技術資格の検定において雇用労働部令で定める不正行為をした受験者に対しては、その検定を停止し、又は無効とする。 (改正 2014. 5. 20)

[条文改正 2010. 5. 31]

(課程履修及び評価による国家技術資格取得種目の選定)

## 第 10 条の 2

- (1) 主務部長官は、前条により教育・訓練課程の履修及び評価によって国家技術資格を取得できる資格種目を選定する場合は、関連協会等利害関係者と協議をした後、政策審議会の審議を経なければならない。
- (2) 主務部長官が前項による資格種目を選定するときは、次の各号の事項を考慮しなければならない。
  - 1. 国家技術資格検定の方式より正確に能力を測定することができるかどうか
  - 2. 国民の生命・健康及び安全を害する可能性
  - 3. 産業の人材需給に及ぼす影響
  - 4. その他の大統領令で定める事項

[本条新設 2014. 5. 20.]

(課程履修及び評価による国家技術資格取得種目の管理)

## 第 10 条の 3

- (1) 雇用労働部長官は、課程の履修及び評価による国家技術資格取得に関して年度別施行計画を樹立しなければならない。
- (2) 年度別施行計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。
  - 1. 前条による資格種目に該当する指定教育・訓練課程の数
  - 2. 前号の教育・訓練課程で実施される評価の難易度
  - 3. その他の大統領令で定める事項
- (3) 雇用労働部長官が第 1 項による年度別施行計画を樹立しようとする場合は、関係中央行政機関の長と協議をした後、政策審議会の審議を経なければならない。
- (4) 雇用労働部長官は、年度別施行計画の履行、指定教育・訓練課程の運営結果等を含んだ施行

結果を毎年政策審議会に報告しなければならない。

[本条新設 2014. 5. 20.]

(受験の制限)

第 11 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、国家技術資格検定を受験できない。

1. 第 10 条第 6 項により国家技術資格検定の停止処分又は無効処分を受け、その処分を受けた日から 3 年が過ぎていない者
2. 第 16 条第 1 項により国家技術資格の取り消し処分を受けた後、その処分を受けた日から 3 年以内に同じ国家技術資格の種目を受験しようとする者
3. 第 16 条第 1 項により国家技術資格の停止処分を受けた者であって、その停止期間中に同じ国家技術資格の種目を受験しようとする者

[条文改正 2010. 5. 31]

(指定教育・訓練課程履修者の資格取得制限)

第 11 条の 2 次の各号のいずれか一つに該当する者は、第 10 条により主務部長官の指定を受けた教育・訓練課程（以下「指定教育・訓練課程」という。）を履修しても国家技術資格を取得できない。

1. 第 10 条第 6 項により国家技術資格検定の停止処分又は無効処分を受け、その処分を受けた日から 3 年が経過していない者
2. 第 16 条第 1 項により国家技術資格の取り消し処分を受け、その処分を受けた日から 3 年が経過していない者
3. 第 16 条第 1 項により国家技術資格の停止処分を受け、その停止期間にある者

[本条新設 2014. 5. 20]

(国家技術資格検定科目の免除)

第 12 条

(1) 主務部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する者が国家技術資格検定を受けようとする場合は、大統領令で定めるところにより、検定科目の全部又は一部を免除することができる。

1. 国家技術資格取得者であって、取得した国家技術資格の種目と同じ職務分野及び等級に該当する他の国家技術資格の種目の検定を受けようとする者
2. 外国との協約〔協定〕により、国家間に相互認められる関連外国資格を取得した者
3. 検定を受けようとする国家技術資格に関連する他の法令による資格を取得した者
4. 「資格基本法」により国家の公認を受けた関連民間資格を取得した者
5. 検定を受けようとする国家技術資格に関連する資格を軍事境界線北側地域で取得した者
6. その他の国家技術資格と同等な水準以上を備えていると認められる者として大統領令で定

める者

- (2) 検定科目免除の範囲・基準及び手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格証)

第 13 条

- (1) 主務部長官は、第 10 条第 1 項本文により国家技術資格を取得した者に国家技術資格証を交付する。 (改正 2014. 5. 20)
- (2) 国家技術資格証の交付を受けた者は、国家技術資格証を喪失した場合、毀損したため使用に堪えなくなった場合、又は国家技術資格証の記載事項に変更があった場合は、主務部長官に再交付を申し込むことができる。
- (3) 国家技術資格証の交付・再交付及び管理に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格取得者に対する優待)

第 14 条

- (1) 国家及び地方自治体は、国家技術資格の職務分野に関する営業の許可・認可・登録又は免許を行い、又はその他の利益を付与する場合は、他の法令に抵触しない範囲で、その職務分野の国家技術資格取得者を優待しなければならない。
- (2) 国家技術資格取得者を当該職務分野の勤労者として雇用する事業主は、大統領令で定めるところにより、その勤労者を優待しなければならない。
- (3) 国家技術資格取得者は、雇用労働部令で定めるところにより、その国家技術資格と同じ種類であって同等な水準の他の法令による資格を取得した者とその法令上同じ待遇を受ける。

(改正 2010. 6. 4)

- (4) 前 3 項の規定は、第 16 条により国家技術資格の停止処分を受け、その国家技術資格が停止している者に対しては、適用しない。

[条文改正 2010. 5. 31]

※大統領令 (施行令)

(国家技術資格取得者の就職等に関する優待)

第 27 条

- (1) 国家・地方自治体及び「公共機関の運営に関する法律」第 4 条により公共機関と指定された機関 (以下「公共機関」という。) は、公務員又は職員を採用するときは、当該分野の国家技術資格取得者を優待しなければならない。
- (2) 国家・地方自治体及び公共機関は、国家技術資格取得者である公務員又は職員に関しては、関係法



令に抵触しない範囲で、報酬・昇進・転補〔異動〕・身分保障等において優待しなければならない。

- (3) 事業主は、法第 14 条第 2 項により勤労者の採用・報酬及び昇進等において、当該職務分野の国家技術資格取得者を優待しなければならない。

[条文改正 2010. 11. 26]

(国家技術資格取得者の義務等)

#### 第 15 条

- (1) 国家技術資格取得者は、誠実に業務を遂行しなければならない、品位を損傷してはならない。
- (2) 第 13 条により交付を受けた国家技術資格証は、他の者に貸与し、又は借り受けてはならず、貸与を斡旋してはならない。

[条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格取得者の教育訓練)

#### 第 15 条の 2

- (1) 雇用労働部長官は、国家技術資格取得者の職務遂行能力を向上させるために、国家技術資格取得者に対する教育訓練を実施することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項による教育訓練の対象となる国家技術資格の種目及び教育訓練の手続き等に関して必要な事項は、関係中央行政機関の長との協議を経て、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格証貸与及び貸与斡旋調査)

#### 第 15 条の 3

- (1) 主務部長官又は労働部長官（以下この条において「主務部長官等」という。）は、国家技術資格証の貸与及び貸与斡旋禁止を規定した第 15 条第 2 項の違反の有無に関する調査が必要な場合は、所属職員（他の法律により、国家技術資格取得者を管理する業務を主務部長官等から委任・委託された機関の職員を含む。）に、国家技術資格取得者を雇用し、又は雇用していた事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿等の書類を調査させることができる。
- (2) 主務部長官等は、前項の調査のために必要な場合は、関係中央行政機関・地方自治体、その他の公共団体に対し、国家技術資格取得者の就職状況及び所属事業場に関する資料の提出を要請することができる。
- (3) 主務部長官等が第 1 項により調査をする場合は、その事業主等にあらかじめ調査日時、調査内容等必要な事項を知らせなければならない。ただし、緊急な場合、又はあらかじめ知らせたならばその目的を達成できないと認められる場合は、この限りでない。

(4) 第1項により調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、これを関係者に見せなければならない。

(5) 主務部長官等は、第1項による調査結果をその事業主等に書面で知らせなければならない。

[本条新設 2010. 5. 31]

(報奨金の支給)

#### 第15条の4

(1) 主務部長官又は雇用労働部長官は、第15条第2項に違反して国家技術資格証を他の者に貸与し、若しくは借り受けて使用した者、又は貸与を斡旋した者について申告した者に対して、予算の範囲内で報奨金を支給できる。

(2) 前項による不正行為の申告及び報奨金の支給に関し必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(本条新設 2014. 5. 20)

(国家技術資格の取り消し等)

#### 第16条

(1) 主務部長官は、国家技術資格取得者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その国家技術資格を取り消し、又は3年の範囲内で停止させることができる。ただし、第1号又は第3号に該当する場合は、その国家技術資格を取り消さなければならない。(改正 2016. 12. 27)

1. 偽り又はその他の不正な方法で国家技術資格を取得した場合

2. 第15条第1項に違反して、業務を誠実に遂行せず、又は品位を損傷させて公益を害し、又は他人に損害を負わせた場合

3. 第15条第2項に違反して、国家技術資格証を他の者に貸与した場合

(2) 前項による国家技術資格の取り消し又は停止に関する基準は、その処分の理由及び違反の程度等を考慮して雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2010. 5. 31]

(聴聞)

第17条 主務部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する処分をするには、聴聞を行わなければならない。

1. 前条第1項による国家技術資格の取り消し又は停止

2. 第24条の5第1項による指定教育・訓練課程の指定取り消し

[条文改正 2014. 5. 20.]

(名称の使用禁止)

第18条 何人も、国家技術資格を取得せずに国家技術資格の等級及び種目による名称を使用できな

い。

(類似資格津の検定の禁止)

#### 第 19 条

- (1) 国家ではない者は、第 8 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号の分野に該当する資格及びこれと類似の資格の検定をしてはならない。
- (2) 前項により国家だけが検定できる国家技術資格の種目は、政策審議会の審議を経て、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2010. 5. 31]

(民間技術資格の公認協議)

- 第 20 条 主務部長官及び雇用労働部長官は、「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」により設立された韓国職業能力開発院の院長から「資格基本法」により民間資格の公認のための協議を要請された場合は、その民間技術資格（「資格基本法」による民間資格のうち技術分野の資格をいう。）の検定水準又は教育・訓練課程の履修基準等がこの法律による国家技術資格検定水準又は教育・訓練課程の履修基準に適合しているかどうかを検討しなければならない。

(改正 2010. 6. 4, 2014. 5. 20)

[条文改正 2010. 5. 31]

(国家技術資格の国家間相互認定)

#### 第 21 条

- (1) 国家は、外国資格であっても国際的に通用する資格が国家技術資格と同じ種類で同等な水準であり、当該資格取得者がこの法律による国家技術資格取得者（他の法令により国家技術資格取得者と同等の資格を備えたものと認められる者を含む。）との業務交流等が可能だと判断される場合は、国家間協約等により、外国資格であっても国際的に通用する資格を認めることができる。
- (2) 前項による国家技術資格の相互認定に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 5. 31]

(手数料)

- 第 22 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、雇用労働部令で定めるところにより、手数料を支払わなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

1. 第 10 条により国家技術資格検定を受けようとする者
2. 第 13 条により国家技術資格証の交付を受け、又は再交付を受けようとする者
3. 国家技術資格に関連した証明書の交付を受けようとする者

[条文改正 2010. 5. 31]

(権限の委任・委託)

## 第 23 条

- (1) 主務部長官は、大統領令で定めるところにより、この法律による権限の一部を、所属機関の長、特別市長、広城市長、道知事又は特別自治道知事に委任し、又は他の行政機関の長に委託することができる。
- (2) 主務部長官は、国家技術資格検定業務の一部を、大統領令で定める委託基準を充足する関連専門機関又は団体に、雇用労働部令で定める手続きにより、委託することができる。  
(改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、第 15 条の 2 第 1 項による教育訓練に関する業務を、大統領令で定める関連専門機関又は団体に委託することができる。  
(改正 2010. 6. 4)
- (4) 主務部長官又は雇用労働部長官は、前 2 項により業務を委託する場合は、業務を委託された機関又は団体に対し、委託業務の処理及び運営に必要な経費を支援することができる。  
(改正 2010. 6. 4)
- (5) 雇用労働部長官は、第 2 項により業務を委託された機関又は団体（以下「受託機関」という。）に対し、大統領令で定めるところにより、委託業務の処理に必要な技術支援ができる。  
(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2010. 5. 31]

(受託機関に対する評価)

## 第 24 条

- (1) 雇用労働部長官は、国家技術資格検定及び指定教育・訓練課程指定の業務の質的水準を高めるために、受託機関に関して次の各号の事項を評価し、その結果を公開することができる。この場合において、第 2 号及び第 3 号は検定業務受託機関の評価にのみ適用し、第 3 号の 2 は指定教育・訓練課程指定業務受託機関の評価にのみ適用する。  
(改正 2010. 6. 4, 2014. 5. 20)
1. 国家技術資格検定又は指定教育・訓練課程指定の業務の遂行能力に関する事項
  2. 検定施設及び装備の適切な保有及び運営に関する事項
  3. 検定実施計画、出題、採点、試験のセキュリティー等国家技術資格検定の管理・運営に関する事項
  - 3 の 2. 教育・訓練課程評価等指定教育・訓練課程指定業務の運営に関する事項
  4. 国家技術資格取得者の管理に関する事項
  5. その他の受託機関の質的水準を向上させるために雇用労働部長官が必要であると認める事項

(2) 雇用労働部長官は、前項による評価結果を主務部長官に通知しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官は、必要であると認められる場合は、第 1 項による評価業務の全部又は一部を、大統領令で定める者に代行させることができる。

(改正 2010. 6. 4)

(4) 雇用労働部長官は、前項により業務を代行させる場合は、それに必要な経費を支援することができる。

(改正 2010. 6. 4)

(5) 第 1 項による評価方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 5. 31]

(受託機関に対する委託取り消し等)

#### 第 24 条の 2

(1) 主務部長官は、受託機関が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、是正命令をし、又は第 23 条第 2 項による検定又は指定教育・訓練課程指定の業務の委託を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当する場合は、検定業務の委託を取り消さなければならない。

(改正 2010. 6. 4, 2014. 5. 20)

1. 偽り又はその他の不正な方法により検定又は指定教育・訓練課程指定の業務を委託された場合
2. 第 23 条第 2 項による委託基準を満たさなくなった場合
3. 前条第 2 項により雇用労働部長官から通報された評価の結果、改善措置が必要であると認められる場合
4. 委託された検定又は指定教育・訓練課程指定の業務を偽り又はその他の不正な方法で処理した場合

(2) 雇用労働部長官は、受託機関が前項各号のいずれか一つに該当すると判断される場合は、同項による措置を行うことを主務部長官に勧告することができる。

(改正 2010. 6. 4)

(3) 主務部長官は、第 1 項により業務の委託を取り消すときは、その事実を雇用労働部長官に通知しなければならない。雇用労働部長官は、検定業務の委託が取り消しとなった事実を公告しなければならない。

(改正 2010. 6. 4, 2014. 5. 20)

(4) 主務部長官は、第 1 項により業務の委託が取り消しになる場合は、受託機関が新しく指定される時まで、検定業務を大統領令で定める機関又は団体に代行させることができる。

(改正 2014. 5. 20)

(国家技術資格検定施設等の確保)

#### 第 24 条の 3

(1) 主務部長官及び雇用労働部長官は、産業現場の需要及び技術変化に従った国家技術資格検定の施行のために、必要な施設又は装備を確保しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

- (2) 主務部長官又は雇用労働部長官は、国家技術資格検定の施行のために、雇用労働部令で定める企業、教育訓練機関等の施設・装備を使用することができる。この場合は、当該企業又は機関等に対し、必要な費用を支援することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 前項後段による費用の支援要件、支援金額及び支援手続き等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- [条文改正 2010. 5. 31]

(指定教育・訓練課程運営機関に対する調査等)

#### 第 24 条の 4

- (1) 主務部長官又は雇用労働部長官は、次の各号の事項を確認するために関係公務員により当該指定教育・訓練課程を運営する教育・訓練機関に立ち入り、関係者に対し質問し、帳簿等書類を調査させることができる。
1. 指定教育・訓練課程の指定関連事項
  2. 指定教育・訓練課程を履修して国家技術資格を取得した者の課程履修に関する事項
- (2) 主務部長官又は雇用労働部長官は、前項の調査のために必要な場合は、指定教育・訓練課程を運営する教育・訓練機関に対して資料の提出を求めることができる。
- (3) 第 1 項による調査の手続き及び方法等に関しては、第 15 条の 3 第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 5 項中「事業主等」とあるのは「当該指定教育・訓練課程を運営する教育・訓練機関の長等」とみなす。

[本条新設 2014. 5. 20]

(指定教育・訓練課程指定の取り消し等)

#### 第 24 条の 5

- (1) 主務部長官は、指定教育・訓練課程を運営する教育・訓練機関が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、是正命令をし、又は指定教育・訓練課程の指定を取り消すことができる。ただし、第 1 号又は第 4 号に該当する場合は、指定教育・訓練課程の指定を取り消さなければならない。
1. 偽り又はその他の不正な方法により指定教育・訓練課程の指定を受けた場合
  2. 第 10 条第 2 項による指定基準を満たさなくなった場合
  3. 第 10 条第 2 項による指定を受けた内容と異なる教育・訓練を実施した場合
  4. 偽り又はその他の不正な方法により教育・訓練生の教育・訓練課程履修の処理をした場合
- (2) 前項による是正命令及び指定取り消しに関しては、第 24 条の 2 第 2 項及び第 3 項を準用する。この場合において、同条第 2 項中「受託機関」とあるのは「指定教育・訓練課程を運営する教育・訓練機関」と、同条第 3 項中「業務の委託」とあるのは「指定教育・訓練課程の指定」と

それぞれみなす。

- (3) 第1項による是正命令及び指定取り消しの細部基準等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(本条新設 2014. 5. 20)

(罰則適用時の公務員擬態)

第25条 第23条第2項により委託された業務に従事する受託機関の役職員は、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。

(改正 2014. 5. 20)

[条文改正 2010. 5. 31]

(秘密厳守の義務)

第25条の2

- (1) 第23条第2項により国家技術資格検定業務を委託された受託機関の役職員又は役職員であった者は、その職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。
- (2) 国家技術資格検定業務遂行と関連して受託機関の委嘱を受けて試験問題の出題及び検討・印刷を担当した者、面接試験を担当した者、実技試験管理及び試験監督を担当した者は、その職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

[本条新設 2010. 5. 31]

(規制の再検討)

第25条の3 政府は、第15条の3の国家技術資格証貸与及び貸与斡旋の調査並びに前条の秘密厳守義務に関し、5年ごとにその妥当性を再検討しなければならない。 [本条新設 2010. 5. 31]

(書類の保存)

第25条の4

- (1) 指定教育・訓練課程を運営する者は、教育・訓練課程の指定及び運営等と関連して雇用労働部令で定める書類を3年間保存しなければならない。
- (2) 前項による書類は、電子文書で作成・保存することができる。

[本条新設 2014. 5. 20.]

(罰則)

第26条

- (1) 第19条第1項に違反して検定を行った者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

(2) 第 25 条の 2 に違反して職務上知り得た秘密を漏洩した者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。 (改正 2014. 5. 20)

(3) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。 (改正 2014. 5. 20)

1. 第 15 条第 2 項に違反して、国家技術資格証を貸与し、若しくは借り受けた者又は貸与を斡旋した者

2. 第 18 条に違反して、国家技術資格の等級及び種目による名称を使用した者

[条文改正 2010. 5. 31]

(過怠金)

#### 第 26 条の 2

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2014. 5. 20)

1. 第 15 条の 3 及び第 24 条の 4 による調査を正当な理由なく拒否・妨害・忌避し、又は虚偽の陳述書若しくは資料を提出した者

2. 第 25 条の 4 による教育・訓練課程の指定及び運営等と関連した書類を保存しない者

(2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、主務部長官又は労働部長官が賦課・徴収する。

[本条新設 2010. 5. 31]

(両罰規定)

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 26 条第 3 項第 1 号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人が、その違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

付則 (法律第 7171 号、2004. 2. 9)

(施行日)

第 1 条 この法律は、2005 年 1 月 1 日から施行する。

(基本計画に関する適用例)

第 2 条 この法律の施行後最初の基本計画は、2006 年 12 月 31 日まで樹立しなければならない。



(受験制限に関する適用例)

第 3 条 第 11 条第 2 号の改正規定は、この法律施行後最初に国家技術資格取り消し処分を受ける者から適用する。

(国家技術資格検定科目の免除に関する適用例)

第 4 条 第 12 条第 1 項第 1 号の改正規定は、2006 年 1 月 1 日以後に施行される国家技術資格検定を受けようと思う者から適用する。

(技術資格取得者に対する経過措置)

第 5 条 この法律施行の際、従前の第 4 条の規定により技術資格を取得していた者は、この法律により国家技術資格を取得したものとみなす。

(他の法令による資格取得者に対する経過措置)

第 6 条 この法律施行の際、従前の第 14 条の規定により技術資格を取得したとみなされる者は、この法律により国家技術資格を取得した者とみなす。

(国家技術資格検定業務の委託に関する経過措置)

第 7 条 この法律施行の際、国家技術資格検定を委託されていた者については、この法律の施行日から 3 年間、第 23 条第 2 項の改正規定による委託基準を充足しているものとみなす。

(他の法律の改正)

第 8 条 (略)

(他の法令との関係)

第 9 条 この法律施行の際、他の法令において従前の国家技術資格法又はその規定を引用していた場合は、この法律におけるそれに該当する規定があるときは、従前の国家技術資格法又はその規定に代えて、この法律又はこの法律の該当条項を引用したものとみなす。

付則 (法律第 7830 号、2005. 12. 30)

この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

**付則（法律第 8406 号、2007. 4. 27）**

この法律は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

**付則（法律第 10336 号、2010. 5. 31）**

この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は 2013 年 1 月 1 日から施行する。

**付則（法律第 12625 号、2014. 5. 20）**

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、第 15 条の 4 の改正規定は、2015 年 1 月 1 日から施行する。

（聴聞に関する適用例）

第 2 条 第 17 条の改正規定は（第 1 号の場合にあっては、国家技術資格を停止する場合のみ該当する。）、この法律の施行後最初に国家技術資格を停止し、又は指定教育・訓練課程の指定を取り消そうとする場合から適用する。

**付則（法律第 13899 号、2016. 1. 27）**

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

（資格証貸与による国家技術資格取り消しに関する適用例）

第 2 条 第 16 条第 1 項の改正規定は、この法律の施行後最初に資格証を貸与した場合から適用する。

**付則（法律第 14497 号、2016. 12. 27）**

この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。ただし、第 25 条の 3 の改正規定は、公布

の日から施行する。